

# 令和8年度 目黒区職員カムバック採用選考案内

令和8年9月16日

目 黒 区

カムバック採用とは、公務を担う能力のある人財を積極的に確保するため、区の退職者を再び採用することができる制度です。

転職や育児・介護等で退職した者のうち、有為な人財を再採用し、区在職時や離職中の経験から得た知見を区政に活かし活躍していただくことを目指し、選考を実施するものです。

## 1 採用職種、職層、採用予定人数等

### (1) 対象職種

|       |                 |
|-------|-----------------|
| 事務系   | 事務（一般事務、ICT）    |
| 福祉系   | 福祉（福祉、児童指導、保育士） |
| 一般技術系 | 土木、造園、建築、機械、電気  |
| 医療技術系 | 栄養士、保健師         |

※退職時と同一の職種で採用します。

### (2) 対象職層

係員、主任、係長級、課長補佐、課長級、部長級

※ 再採用する職層は、原則、退職時と同一の職層とします（本人意向等を踏まえ、下位の職層で再採用する場合があります）。

※ 課長級及び部長級での再採用は、選考受験日の属する年度の末日において 60 歳未満の場合に限ります。

### (3) 採用予定人数

若干名

## 2 勤務場所

本庁各課及び区内各施設において、職種に応じた職務に従事

## 3 受験資格

次の要件を全て満たす方

(1) 平成 30 年 4 月 1 日以降に退職した方

(2) 目黒区在職時の勤務経験年数が1年以上ある方

※ ただし、下記については在職期間に含みません。

- ・特別職、会計年度任用職員、臨時的任用職員、任期付職員であった期間
- ・停職期間
- ・人事交流者については、他の特別区及び特別区の組織する一部事務組合における職員期間

(3) 選考受験日の属する年度の末日において65歳未満の方。ただし、令和12年度までの間、年齢要件の上限部分は次表のとおり。

| 選考年度    | 8     | 9     | 10 | 11    | 12 |
|---------|-------|-------|----|-------|----|
| 年齢要件の上限 | 62歳未満 | 63歳未満 |    | 64歳未満 |    |

(4) 日本国籍を有している方（一部の職種を除く）

(5) 採用される職が資格又は免許を必要とする場合は、該当する資格又は免許を有する方

(6) 地方公務員法で選考を受けることができないとされている者に該当しない方（以下の〈参考〉を参照）

#### 〈参考〉

—地方公務員法第16条（欠格条項）—

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（注）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

## 4 採用予定時期

随時。ただし、原則各月1日採用とする。

## 5 選考方法

### （1）第一次選考

| 選考方法 | 書類選考（区職員であった時の勤務成績を含みます。）                                                      |
|------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 結果通知 | 合否にかかわらず、順次受験者全員に通知します。<br>※申込月の翌月末日を経過しても第一次選考結果のメールが届かない場合は、人事課人事係までご連絡ください。 |

## (2) 第二次選考

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 選考方法 | 面接選考（対面形式）              |
| 実施日  | 書類選考通過者にのみ、順次お知らせします。   |
| 合格発表 | 合否にかかわらず、順次受験者全員に通知します。 |

応募から採用まで最低4か月以上を見込んでください。

上記は参考の日程となります。実際の期間は前後する場合がございますのでご了承ください。

また2月・3月の応募の場合、面接選考の実施は、翌年度となることがあります。

## (3) その他

・福祉（児童指導、保育士）については、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第6号）に基づき、本採用選考の採用日までに「保育士特定登録取消者管理システム」を活用し特定登録取消者に該当するかどうかを確認します。照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合があります。

・令和8年12月25日から施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。そのため、採用までの間に誓約書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。なお、採用に至るまでの過程で、特定性犯罪の前科について虚偽の申告をした場合は、内定の取消事由に該当します。

## 6 申込手続

インターネット（LoGo フォーム）による方法で申し込んでください。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込方法 | 下記QRコード（申込フォーム）へアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力し、申込受付期間中に送信してください。<br>※申込フォームアドレス：<br><a href="https://logoform.jp/form/KeTk/1674054">https://logoform.jp/form/KeTk/1674054</a><br> |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※ 申込みは同一年度内に1回までとなります。

※ 申込み後、受付完了をお知らせするメールが届いているか確認してください。このメールが届かない場合は、必ず問い合わせ先までご連絡ください。

※ システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。

## 7 主な勤務条件等

|      |                                                                                                                                                                   |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 勤務時間 | 原則として、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、休憩時間を除き 7 時間 45 分勤務、1 週間当たり 38 時間 45 分です。ただし、一部の勤務先では変則勤務があります。                                                                  |
| 休日   | 原則として土・日曜日、国民の祝日、年末年始が休みです。ただし、変則勤務の勤務先では、休みが異なる場合があります。                                                                                                          |
| 休暇   | 採用時期に応じた年次有給休暇の日数（最大 20 日）が付与されるほか、夏季休暇、慶弔休暇等があります。                                                                                                               |
| 昇任   | 昇任選考・昇任能力実証の在職期間の計算に当たっては、原則として、かつて目黒区職員であった際の職層及び在職期間を全期間通算します（停職期間等は加算されません）。<br>ただし、採用初年度及び条件付採用期間は昇任選考・昇任能力実証を受験することはできません。<br>また、日本国籍を有しない職員は、管理職選考を受験できません。 |
| 給与   | 給料月額は、かつて目黒区職員であった際の職務の級及び号給を基本に、退職後の経歴等を考慮して決定します。<br>また、このほかに扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。                                                                    |

## 8 お申込み・お問合せ先

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

目黒区総務部人事課人事係（目黒区総合庁舎4階）

電話 03（5722）9650